

今後の課税事務共同化について（中間まとめ）

平成 24 年 11 月
京都地方税機構

本年 8 月に「今後の課税事務共同化(案)」(以下「原案」という。)を構成団体に提示し、構成団体からの意見を踏まえて、この間、複数の構成団体と機構事務局で構成されるワーキンググループ(以下「WG」という。)で協議・検討を重ねた結果、現段階での共同化(案)のまとめは次のとおりである。

1 課税事務共同化の方針

課税事務の共同化については、納税者の利便性向上や業務の効率化を図り、公平・公正な税業務を推進することを目指して、税率決定、賦課決定、減免決議等の構成団体の意思決定業務を除くすべての課税事務を共同処理することとする。

2 共同化の対象税目

当面、府税と市町村税で課税対象等が類似する次の税目から共同化する。

- ・ 個人市町村民税、個人府民税、個人事業税 … 個人関係税
- ・ 固定資産税（都市計画税を含む）、不動産取得税 … 資産関係税
- ・ 軽自動車税、自動車税、自動車取得税 … 自動車関係税

3 協議・検討状況

WGにおいて協議、検討が行われた結果、共同化の目指すべき方向性として取りまとめられた共同処理範囲の内容は以下のとおり。

(1) 個人関係税 原案のとおり

<原案の概要>

機構において、各種報告書や住民税、所得税申告書等の課税資料の受付・収集、所得等の確認の調査、課税所得の算定、税額の算出、納税通知書の作成・送付及び課税証明書等の発行などの課税事務作業を処理する。

<WGにおける議論の概要>

執行体制、費用対効果、開始時期、情報共有、事務統一等について、構成団体の現状を十分把握し、構成団体の状況を考慮した制度設計とすること。

(2) 資産関係税

土地・家屋  原案のとおり(一部について、今後も検討が必要)

償却資産 ⇨ 原案のとおり

<原案の概要>

(土地・家屋)

機構において、現地調査等による課税客体の捕捉・所有者異動状況の把握等から、現地調査・評価額計算などの評価事務及び税額計算などの課税事務を一元的に処理し、構成団体における賦課決定等を承けて、納税通知書の作成・発送、減額等の事務処理を行う。

(償却資産)

機構において、プレ申告書の発送、申告書の受付からデータ化までを一元的に実施し、構成団体における賦課決定を承けて、納税通知書の作成・発送を行うとともに、適正課税に向けて実地調査を計画的に実施する。

(資産税全体)

資産税全体の共同化に合わせて、機構に固定資産評価審査委員会を設置する。

<WGにおける議論の概要>

- 土地の評価の共同化や共同化後の説明責任などについては、困難な課題も多いことから、引き続き慎重に検討することが必要。共同化の早期実現に向けて、段階的共同化を検討することも必要。
- 土地・家屋の評価については、共同化する以上方法を統一することが望ましいが、特に土地について、評価額の上昇は納税者に対する説明が困難であることなどから、共同処理を開始する以前の段階で各構成団体において評価方法の統一をすることを含め、慎重に検討することが必要。
- 業務執行体制については、納税者に対する説明責任・利便性確保の観点から検討するとともに、共同化による事務処理水準の向上を図っていくことが必要。
- 固定資産評価審査委員会の機構への設置に当たっては、納税者利便を損なわないよう、設置単位や設置場所を検討することが必要。

(3) 自動車関係税 ⇨ 一部、原案の修正あり

<原案の概要>

機構において、普通自動車及び軽自動車の申告書の受付・審査、構成団体に対する電子化した課税データと申告書のイメージデータの提供、運輸支局等における調査、納税通知書の作成・送付する。

また、納税者利便を図るために、機構においても、(車検用の)納税証明書を交付、減免等の申請書の受付を行う。

<WGにおける議論の概要>

軽自動車のうち、原動機付自転車の申告書の受付、標識交付(返納含む)

事務については、納税者の利便が低下することのないよう、引き続き市町村において行う。

4 今後の検討方向

- 今後、さらに業務執行体制・費用対効果等の概略を検討する。
- 共同処理の開始時期については、システム整備やデータ移行等の作業に必要な期間を考慮し、段階的に開始することも念頭に検討する。
- 上記の検討結果を、今後の課税事務共同化の基本構想(案)としてまとめ、構成団体の合意形成を図る。
- 基本構想を踏まえ、事務処理の標準化等の実務における詳細の検討を行うが、「納税者利便性の向上、公平公正の確保、費用対効果」の観点から基本構想の修正が必要となる場合は、構成団体の了承を得た上で行うものとする。